

改正

平成11年3月12日条例第2号

平成13年11月14日条例第86号

平成14年3月18日条例第14号

平成24年3月19日条例第11号

大船渡市農業振興対策協議会設置条例

(設置)

第1条 農業の振興対策に関し、必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として大船渡市農業振興対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は、おおむね、次のとおりとする。

- (1) 農業振興の総合的対策に関すること。
- (2) 市農業長期計画の推進に関すること。
- (3) その他農業振興に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもつて組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会の委員
- (2) 農業団体の役職員
- (3) 知識経験者
- (4) 農業者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、市長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、農林水産部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかつて定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 大船渡市農業基本対策協議会設置条例（昭和39年条例第10号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月12日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月14日条例第86号）

- 1 この条例は、平成13年11月15日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間に委嘱される大船渡市農業振興対策協議会の委員の任期は、改正後の大船渡市農業振興対策協議会設置条例第3条第2項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成14年3月18日条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）